

## 【表紙】

【提出書類】 公開買付報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月27日

【報告者の氏名又は名称】 Mipox株式会社

【報告者の住所又は所在地】 東京都立川市曙町二丁目34番7号 ファーレイーストビル6階

【最寄りの連絡場所】 東京都立川市曙町二丁目34番7号 ファーレイーストビル6階

【電話番号】 042(548)3730(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 上谷宗久

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 Mipox株式会社  
(東京都立川市曙町二丁目34番7号 ファーレイーストビル6階)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「当社」及び「公開買付者」とは、Mipox株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、日本研紙株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 1 【公開買付けの内容】

### (1) 【対象者名】

日本研紙株式会社

### (2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

### (3) 【公開買付期間】

平成28年5月16日（月曜日）から平成28年6月24日（金曜日）まで（30営業日）

## 2 【買付け等の結果】

### (1) 【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（5,784,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計（8,805,856株）が買付予定数の下限（5,784,000株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成28年6月25日に報道機関に公表いたしました。

### (3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	8,805,856（株）	8,805,856（株）
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券（ ）		
株券等預託証券（ ）		
合計	8,805,856	8,805,856
（潜在株券等の数の合計）		（ ）

## (4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	8,805
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成27年12月31日現在)(個)(g)	10,171
買付け等後における株券等所有割合 ( $(a+d) / (g+(b-c)+(e-f)) \times 100$ )(%)	86.15

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成27年12月31日現在)(個)(g)」は、対象者が平成28年5月13日に提出した第85期第1四半期報告書に記載された総株主の議決権の数です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成28年5月13日に公表した「平成28年12月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された平成28年3月31日現在の発行済株式総数(10,246,500株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(25,730株)を控除した株式数(10,220,770株)に係る議決権の数(10,220個)を分母として計算しております。

(注2) 対象者は、平成28年5月13日開催の取締役会において、第三者割当の方法により対象者が発行する新株を当社が引受けること(以下「本第三者割当増資」といいます。)による募集株式の発行(普通株式:3,092,000株、1株当たりの払込金額:97円、総額:299,924,000円、払込期日:本公開買付けの決済の開始日と同日の平成28年7月1日。)についても決議しており、当社は対象者との間で、平成28年5月30日に募集株式総数引受契約書を締結し、本公開買付けの成立、対象者が同契約書に違反して本第三者割当増資以外の第三者割当増資を実施していないこと(但し、当社は本条件を任意に放棄することができる。)、及び本公開買付けにおける対象者の普通株式1株当たりの買付け等の価格の引き上げがなされていないこと、を条件に当該募集株式の全てを引受ける旨の合意をしています。本第三者割当増資の払込みが完了した場合、「対象者の総株主等の議決権の数(平成27年12月31日現在)(個)(g)」を上記(注1)において計算した10,220個に本第三者割当増資に係る議決権の数(3,092個)を加算し13,312個を分母とし、かつ「報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)」に当社が本第三者割当増資において引受ける対象者の新株に係る議決権の数(3,092個)を加算した数(11,897個)を分子として計算すると、「買付け等後における株券等所有割合」は89.37%となります。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

## (5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。